

## 令和3年度第3回個人住民税検討会

日時：令和3年9月28日(火)10:00～

場所：WEB会議にて開催

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 個人住民税の現年課税化について
- (2) 金融所得課税について
- (3) 公的年金等控除における合計所得金額について

### 3 閉会

#### (配布資料)

- 資料1 第2回 個人住民税検討会議事概要
- 資料2 個人住民税の現年課税化について
- 資料3 金融所得課税について
- 資料4 公的年金等控除における合計所得金額について

## (令和3年度) 第2回 個人住民税検討会議事概要

(県費負担教職員制度に関する主な意見等)

**【林座長】**

- 一般論として、税源移譲分の税収は地方交付税の算定の際の基準財政収入額においては、普通の税収と同じ扱いであり、収入額の100%算入するわけではなく、税源移譲分の4分の3が基準財政収入額に入るということか。
- 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲については、一般財源として収入されることとなるため、どのように使われるのか知らない納税者も多いのではないかと、納税者の認識を図るための周知を行うことが必要ではないか。
- これまでは福祉部局等の事務において、所得割額を使っていたものを課税標準に変更することは大変かもしれないが、今後、全国的に課税標準を使うようにしていくために投げかけをすべきではないか。

**【神山委員】**

- 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、税源移譲の前と後の2つの所得割額の計算の手間が生じているとのことだが、所得割額ではなく、例えば標準的な方法により算出した所得金額を標準金額とした上で、各自治体の条例による個別の特例措置を適用したものに税率を適用するという手法をとることにより効率化できるのではないかと。現場の感覚を教えてください。

**【渡邊委員】**

- 福祉教育制度等において個人住民税の所得割額が使われており、他の自治体の事務に使用するため、指定都市においては通常の所得割額に加えて、4%、6%による所得割額の計算も行わなければならないこととされている。最近の税制改正においては、個人住民税の情報を使う側に手厚く、使いやすい情報を提供するような仕組みにする傾向があるため、改正の際にはこの点の配慮をお願いしたい。
- 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲について、税部門からは明確には分からないが、必要経費に対する収入額は十分ではないと認識している。自治体側で

必要となる財源の移譲の方法として、個人住民税になることは想定していなかった。横浜市の税収に占める個人住民税の割合は、税源移譲後に約50%近くになっており、徴収には力を入れているが、個人住民税の収納率は低くなる傾向があるため、市税の全体の徴収率が下がる影響が出ている。

- 市民への広報については、財源移譲前後でも税率は10%で変わらないため、例年の税制改正のように市民からのご意見をいただくことはなかったと認識している。
- 国民健康保険については、所得方式や税額方式などの仕組みがあり、横浜市では数年前から所得方式とすることとしている。所得方式であれば税源移譲による指定都市の負担は生じないのではないかと。なお、証券税制においては、所得方式だと影響があることも考えられるが、申告の選択制度が導入されており、これは使う側の判断によることとなる。いずれにしても税額方式の仕組みを使う場合には、課税する指定都市には負担が生じることとなるのではないかと。

(均等割の引き上げに関する主な意見等)

**【林座長】**

- 平成16年度以降に市町村民税の均等割の税率を一律3,000円とすることとされたが、これは均等割の増税という意図ではなく、自治体規模による差をなくした結果という位置づけであった。均等割の引き上げはこれからの議論だと思うが、平均給与が上がる状況になれば、議論がしやすくなるのではないかと。
- 森林環境税については、森林整備のための財源が必要であるということで検討が行われ、私も検討に参加したが、まず、既に道府県が森林整備のための財源として独自に行っている均等割の超過課税との調整をどうするのか、次に譲与基準については人口割ではなく、森林の面積や量とするべきではないかとの主張をした。現在においても、森林整備の財源が足りないという道府県の均等割の超過課税は続いており、森林環境税の使途も広がってしまっているのではないかと。道府県の均等割の超過課税を続けることについては、住民への説明が必要であり、5年ごとの見直しの際には、その効果について検証が必要。

**【神山委員】**

- 森林環境税は、地方税において、法定外目的税で最初から作られていれば、問題

はないと考えるが、目的が適切か、その目的に使われているかについては、厳しく見る必要がある。なお、法定外税もあるため、法技術としては、形式論の問題があるのではないか。

- 森林環境税については、既に道府県で均等割の超過課税が行われており、後から国が税を新たに創設したものであり、一本化することも制度論としては理解するが、法律論としては地方税法の規定においては、国の税源は地方が奪えない構造とされている。国は地方が税源としているものでも後から国の税源にすることができるような条文構造になっており、良い悪いは別としてこの様な仕組みをどう考えるか。

**【坂巻委員】**

- 森林環境税において、地方版のあり方については、森林環境税の創設の際に考え方が整理されているとのことであり、その方向に沿って進めるべき。

**【平井委員】**

- 所得税においては、給与所得控除や公的年金控除等により、課税ベースが狭くなり、所得の再分配機能が低下しているといわれているが、個人住民税においても同じ構造になっている。このような状況を踏まえると、平成16年以降の平均給与額の推移から均等割を上げる必要はないと思うものの、均等割について検討する必要があるのではないか。
- 確認であるが、法人税の均等割においては、例えば、東京都武蔵野市に本社があり、東京都三鷹市に支店がある場合、東京都に対しては東京都分の均等割を1回支払うこととなる。一方、個人住民税の均等割においては、同様に東京都武蔵野市に居住し、東京都三鷹市に事務所がある場合には、東京都には道府県民税の均等割を2回支払うこととされており、これは二重課税が生じていると言えるのではないか。
- 政令指定都市が区を設けている場合、法人が政令指定都市内の二以上の区に事務所を有するとき、それぞれの区にも均等割を納めることについても検討が必要ではないか。

**【小畑委員】**

- 道府県が実施している森林環境税（均等割の超過課税）について、普通税として

納められるものに目的を定めることは問題があるのではないか。遅くとも令和6年度の森林環境税の課税が始まるまでには、道府県の均等割の超過課税は整理すべきではないか。

**【山内委員】**

- 「均等割は森林環境税もあるので、現在の税率引き上げる環境にない」というご指摘については、その通りだと思う。コロナ禍が長期化する中で、所得も伸びる環境にはなく、負担増による経済停滞も懸念される。また、所得税との議論は必要である。
- その他の超過課税は、財源不足を補う印象である。現在の形での森林環境税はやめてほしいと思うが、見直しにより今後も必要ということであれば、社会環境変化に対応する使途、必要金額、効果、他の税との整理など丁寧な説明が必要であると考える。

(世帯課税に関する主な意見等)

**【神山委員】**

- 世帯課税について、フランスのようにN分N乗や2分2乗という合算分割によることも良いと考えるが、個人住民税は比例税率であるため状況は異なるものとなる。また、所得税においては、どちらか一方が働く世帯は、合算分割か、合算非分割によって、世帯の状況次第では有利・不利が生じることがある上に、自治体にも、影響があるのではないか。

**【平井委員】**

- 世帯単位課税については、課税実務上の対応ができるのか等の問題はあるかもしれないが、アイデアとしては非常に面白いのではないか。

(金融所得課税に関する主な意見等)

**【林座長】**

- 金融所得課税については、地方税としての位置づけがあるので、国からの譲与税とすることに葛藤はあるが、譲与税においては、人口割なのか需要面を基礎とする

のかという議論が生じることとなる。地方税として位置づけるのであれば、マイナンバーの取得が広がっており、住所地課税もできるのではないか。

【坂巻委員】

- 金融所得課税について、所得税においては源泉地によることとされており、個人住民税は住所地課税とされているが、法人の所在地で源泉徴収して、その自治体の税収とすることとしても良いのではないか。ただし、東京に集中することとなるので、理論的には法人所在地としても、所得税と同じ理論とするのか、そうではないのかということを考えることが必要。

【小畑委員】

- 所得税に一本化した場合、健康保険や医療費の負担割合は所得税ベースで判定することになるのか。

【山内委員】

- 金融所得課税は複雑であるので、一元化を推進すべきである。中小企業の活力強化という観点からも、中小・ベンチャー企業等への資金調達の円滑化を図る効果が期待できる。

(二地域居住に関する主な意見等)

【林座長】

- 二地域居住における課税については、今後の検討課題であると考え。今後は競争の時代であり、地方団体同士でも税の取り合いをすることがあるという割り切り方もあるかもしれないが、合理的な考え方は必要ではないか。

【坂巻委員】

- 二地域居住については、現在の法律では、住所を有する所で課税されるため住民票がある自治体となると思うが、所得税において住所とは生活の拠点が実際どこなのかということで判断するため争いになり得ることから、実際に2つの自治体が課税することも理論的にはあり得るのではないか。そのような場合に、地方税法にお

いてどのような対応を取るのか考えておくことが必要。

(非課税限度額に関する主な意見等)

【林座長】

- 非課税限度額と課税最低限が逆転していることについては、子ども手当の関係で、16歳未満の扶養控除が廃止されていることが理由としてある。また、19歳以上23歳未満の大学生については控除額が大きく設定されており、大学生がいる世帯には控除の効果が大きくなっていることもあるのではないか。

【小畑委員】

- 非課税限度額と課税最低限との関係がねじれている原因と是正がされない理由について教えてほしい。

(以上)

# 個人住民税の現年課税化について

# 令和2年度 個人住民税検討会における意見

## (1) 企業の事務負担

- ・ 所得税の年末調整の電子化で導入されるソフトウェアの入力支援機能を充実させることで個人住民税の年末調整を同時に行うことが可能となり、マイナンバーの利用率にもよるが、企業の事務負担も一定程度は軽減可能になるのではないか。
- ・ 個人住民税においても、所得税のいわゆる年調ソフトを使用した年末調整を参考に、eLTAX のシステム改修により特別徴収義務者の事務負担を軽減し、年末調整を行うことが可能ではないか。
- ・ 個人住民税の現年課税化によって、企業が実質的に徴税の代わりにほとんど全てすることになり、今まで以上に課税の事務負担を企業に依存することとなる。働き方の多様化が進む中で収入源が複数ある人たちも出てきており、電子化でどこまで簡単になるのだろうか。
- ・ 所得税の年末調整の仕組みは源泉徴収義務者に過度な負担を強いており、この仕組みを簡素化することが必要ではないか。
- ・ 電子化などによる事務負担の軽減は見込まれるものの、企業におけるシステム改修やマイナンバーの管理コストが生じ、個人住民税の年末調整作業により事務負担が増加することが懸念される。また、副業やふるさと納税により自ら確定申告する者も増加しており、企業がそれらを把握することは困難である。
- ・ 毎年の消費税の影響調査では、ほとんどの中小企業の経理事務は1人、売り上げ1億円超の企業も半分は1人という状況であった。こうした中で、デジタル化の重要性も理解するが、事務負担の増加を懸念する声も聞かれた。
- ・ 年末調整による事務負担の増加については現年課税化に向けた移行における問題ではなく、完全に自動化されない限り、計算結果の検証など、事務負担は相当かさむことになる。

## (2) 1月1日現在の住所の把握

- ・ 企業におけるアンケートは、住所地の把握が容易になった場合を前提としたものだが、こうした仮定をおいても懸念が出ている。住所地の把握など現実の下で運用されると難しいと思うので、少し慎重に検討していく必要がある。
- ・ 各源泉徴収義務者が従業員の1月1日現在の住所を把握することは不可能とは言えないので、従業員の利便や年末調整の電子化による全体の事務軽減の程度等を比較考量して議論できると良い。

# 令和2年度 個人住民税検討会における意見

## (3) 地方税共通納税システムの活用

- ・ 地方税共通納税システムの発展によって現年課税化が現実的になっており、事務負担の軽減についての詳細な検討が加えられてきたことによって、所得税方式についての現実性が増している。
- ・ 現年課税化の検討において、地方税共通納税システムが動き出したことは大きなステップであり、地方税共通納税システムで出来ること・出来ないことを把握することが直近の課題である。
- ・ 企業が地方税共通納税システムを通じて納税する際、将来的には、企業が市町村ごとに振り分けて納税するのではなく、マイナンバーを活用することにより各従業員の1月1日住所地を把握し、企業が一括して納税することも考えられるのではないか。

## (4) 市町村における還付事務

- ・ 市町村における還付事務において、還付先の口座を把握することは大事であり、金融機関側のシステムから突合出来ている正確な本人口座情報が提供されると、大幅に事務負担は軽減され、納税者の利便性は向上する。
- ・ 還付・徴収事務はマイナンバーに紐付けられた本人口座で行うことが望ましい。
- ・ マイナンバーと個人の口座が紐付けば、自治体と納税義務者の間で還付手続がスムーズに行くのではないか。

## (5) 課税データを活用している各種制度への影響

- ・ 現年課税化後も個人住民税の確定時期が5月から6月辺りとする、各種社会保障制度への影響はあまりないと考えられるが、超過課税や減税を実施している地方団体においては、追徴・還付がほぼ漏れなく発生することとなり、課税事務そのもののスケジュールに影響が出る可能性がある。
- ・ 課税データを活用している各種制度への影響については、賦課課税方式にせよ申告納税方式にせよ、マイナンバー制度の普及と活用によって対応可能である。

## (6) 所得税方式について

- ・ 個人住民税について所得税方式を採用した場合、個人住民税の課税は申告納税方式・賦課課税方式のどちらか、企業は特別徴収義務者・源泉徴収義務者のどちらか、納税義務の範囲、賦課課税方式のままで税額が確定していない状態で年末調整することをどのように捉えるのか、といったところについて、今後整理が必要である。
- ・ 生命保険料の支払額は年末までの見込みであるため、その後に解約等があれば再年末調整が必要となる。また、扶養が外れることにより扶養控除や配偶者控除が変わることもある。このように、年末調整で一時的に税額を確定させることは難しいのではないか。海外には年始調整を行っている国もある。

### (7)個人住民税の確定申告

- ・ 現年課税化への切り替えにおける負担を誰が負うのかが焦点になる。納税義務者の負担は増えるが、確定申告をすることは納税意識を高めるといふところにおいては重要なのではないか。
- ・ 企業が現年課税化に伴ったすべてを負担することは難しいと考えると、納税義務者に個人住民税の確定申告を行っていただくことも考えられる。

### (8)現年課税化への移行に伴うコスト等

- ・ デジタル化によって事務負担の課題を解決していく方向は理解できるが、企業や自治体のコストや手間を考えると、少しずつ現年課税化に移行していくとコストが掛かるので、ある時点で一気に移行することが考えられる。
- ・ 短期的には事務負担が大きくなるが、長期的には、いかなる給与の変動にも対応できる税制を目指すということを国民的議論としていく必要がある。
- ・ 事業者、行政ともに新たな事務負担というものをどう考えていくのか、社会コストをどう考えるのかということと、現年課税化が社会全体の効率化にどれだけ意義があるのかということと、ほかの仕組みとの整合性や効率化を踏まえて検討していくべき。
- ・ 企業の給与システムの改修は移行における問題であるが、システム改修のコストが掛かっても、別の面で事務が簡素化・効率化されることによるメリットがあれば企業として特段不満はない。
- ・ マイナンバーとの連携が不可欠であると考えるが、現状ではマイナポータル開設は増えていない。データと紙の混在によって負担が増えないように、やるなら徹底的に電子化する必要がある。

### (9)その他

- ・ 現年課税化の検討においても、公平性がキーワードであり、現年課税化への切り替えに必要なのは電子化である。働き方の多様化によって、転職する方、収入を複数持つ方も多く、電子化やマイナンバーの紐付けがより重要となる。
- ・ 年末調整の電子化が進んでも全てのことが早くなる訳ではなく、例えば、マイナポータルへ医療費関係データが入力される時期は2月中旬である。もともとタイトな期間に色々なことをやるのは難しいので全体的にスケジュールを後ろ倒しすべき。

## 5 今後の検討について

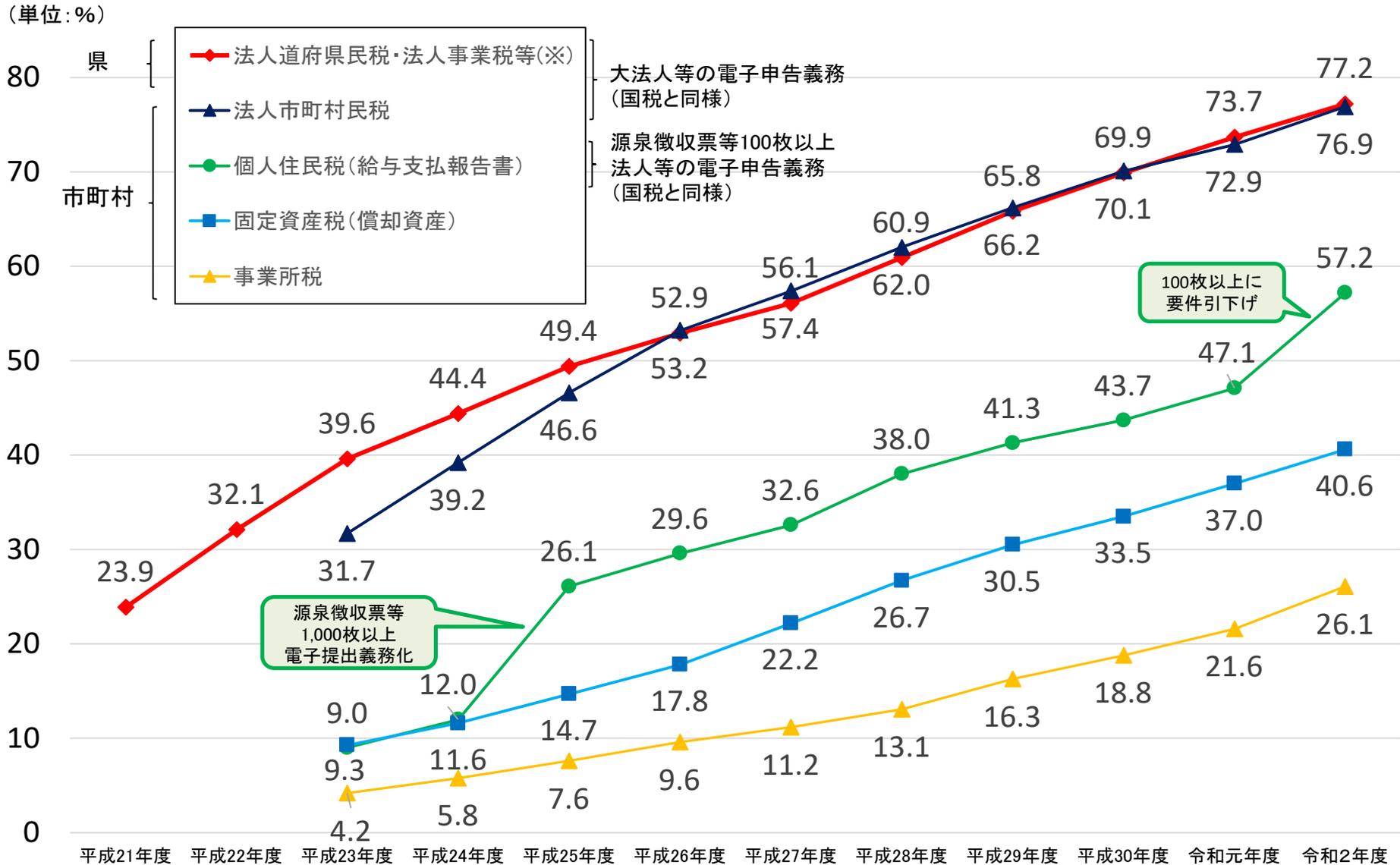
本検討会においては、これまでの検討会での議論を踏まえつつ、年末調整の電子化、地方税共通納税システムの活用、マイナンバーと個人口座の紐付けがそれぞれ実現したと仮定した場合の企業、市町村、納税義務者における現年課税化に向けた課題についての発表や議論が行われた。

議論の中で、地方税共通納税システムの導入により現年課税化の現実性が高まったという意見やマイナンバーと個人口座の紐付けによって市町村の還付事務の負担軽減が図られるといった意見があった一方で、デジタル化が進展してもなお、企業において新たに個人住民税の年末調整事務を行う場合の事務負担の増加を懸念する意見が少なくなかった。

これまで本検討会においては、様々な角度から個人住民税の現年課税化について議論を続けてきたところであるが、今後、より具体的な検討を進めるためには、現在、急速に進んでいる企業や市町村におけるデジタル化、マイナンバーカードの普及などについて一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実務的な課題、企業や市町村におけるシステム改修の必要性等について議論を行うことが適当と考える。

また、その他の課題として、切替年度における納税義務者の税負担の課題についても引き続き留意すべきであり、納税義務者の税負担に大きく影響を与えることから、過去の本検討会における検討結果も踏まえて、十分な議論が必要である。

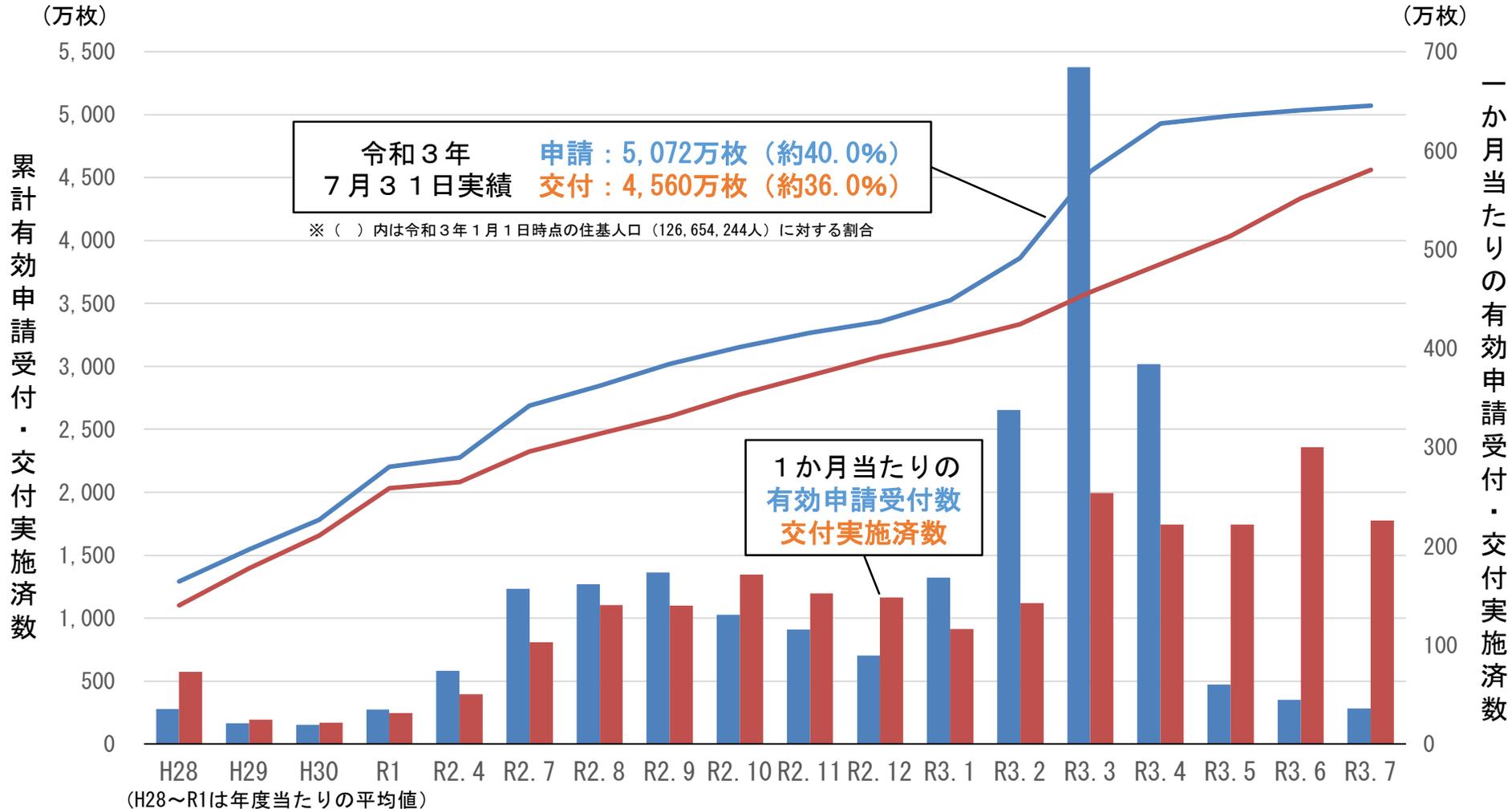
# 地方税の申告等に係るeLTAX利用率の推移



※地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。

# マイナンバーカードの申請・交付状況

- カード未取得者へのQRコード付き申請書の個別送付やマイナポイント事業の拡充等により、令和3年2月以降申請が急増し、令和3年7月31日時点で、申請数は約5,072万枚となった。
- また、交付数についても、市町村の交付体制の強化等により、約4,560万枚となり、引き続き普及促進に取り組む。



# 金融所得課税について

## 金融所得課税に係る意見

- 地方税としての位置づけがあるので、国からの譲与税とすることに葛藤はあるが、譲与税においては、人口割なのか需要面を基礎とするのかという議論が生じることとなる。地方税として位置づけるのであれば、マイナンバーの取得が広がっており、住所地課税もできるのではないか。
- 金融所得課税について、所得税においては源泉地によることとされており、個人住民税は住所地課税とされているが、法人の所在地で源泉徴収して、その自治体の税収とすることとしても良いのではないか。ただし、東京に集中することとなるので、理論的には法人所在地としても、所得税と同じ理論とするのか、そうではないのかということを考えることが必要。
- 金融所得課税の一体化の促進は経済界としても要望している。デリバティブを含む金融所得課税のさらなる一体化については、短期的に課題となってくるものと考えている。
- 金融所得課税は複雑であるので、一元化を推進すべきである。中小企業の活力強化という観点からも、中小・ベンチャー企業等への資金調達の円滑化を図る効果が期待できる。
- 金融課税の一体課税について、所得が1億円を超えると実効税率が下がる状況があり、税理士会としても問題視している。多額の株式譲渡所得を得た場合などには、個人住民税の税率を上げることも検討すべきではないか。

利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の概要（全体像）

	利 子 割	配 当 割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県		
②納税義務者	利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)	一定の上場株式等の配当等及び特定口座外の割引債の償還金の差益金額(特定配当等)の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収選択口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)
③課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)
④税率	5% (所得税15%)	5% (所得税15%)	5% (所得税15%)
⑤徴収方法等			
・特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関	特定配当等の支払をする株式の発行会社等又は支払を取り扱う金融証券会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等
・納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県
・納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	(申告不可のため所得割との調整はない)	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除(特定配当等について総合課税で申告した場合には、配当控除も適用)	
⑦交付金	各収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付(市町村に係る個人の道府県民税の額で按分)		
⑧税收	303億円(R元年度決算額)	1,670億円(R元年度決算額)	984億円(R元年度決算額)

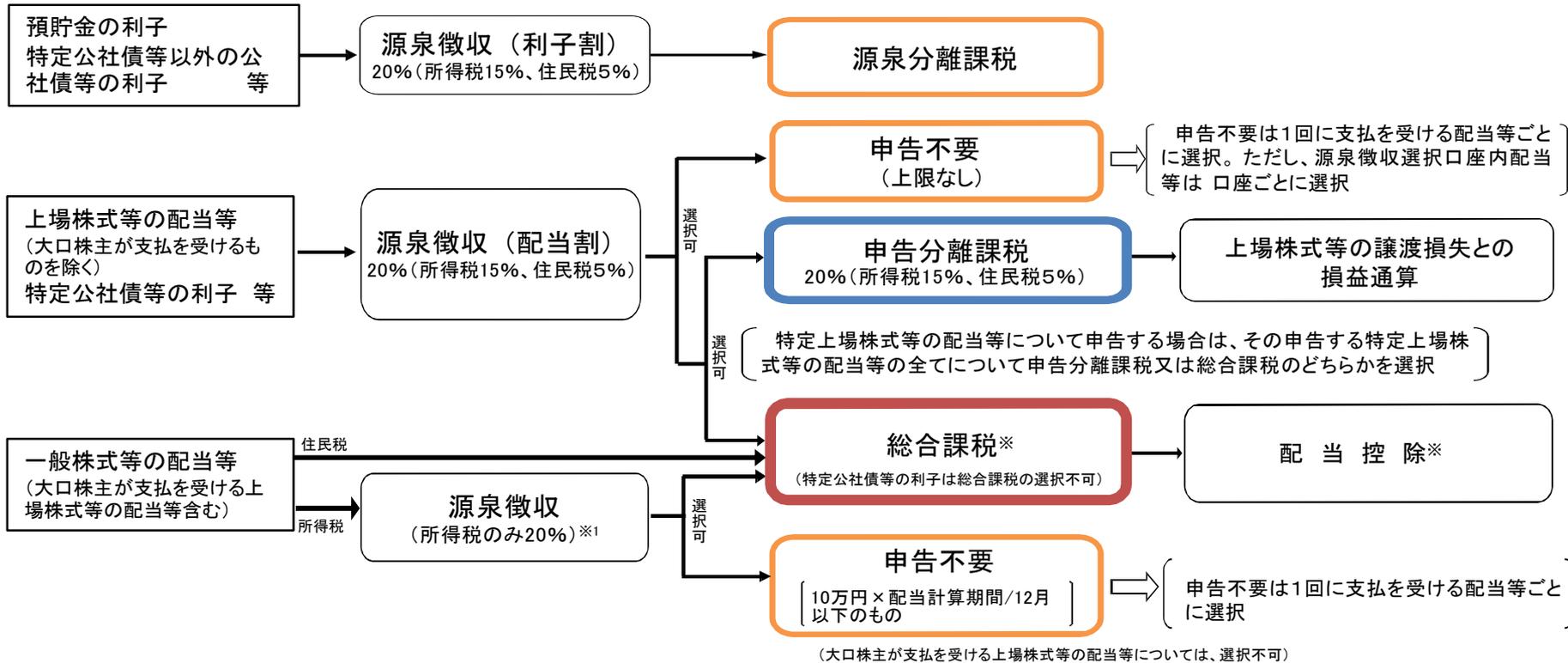
\* 平成22年1月1日より、源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算が可能となり、当該配当に係る配当割については、翌年の1月10日までに、当該配当の支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に対して納入することとされた。

\* 平成25年度改正により公社債等に係る課税方式の変更及び金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行っている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

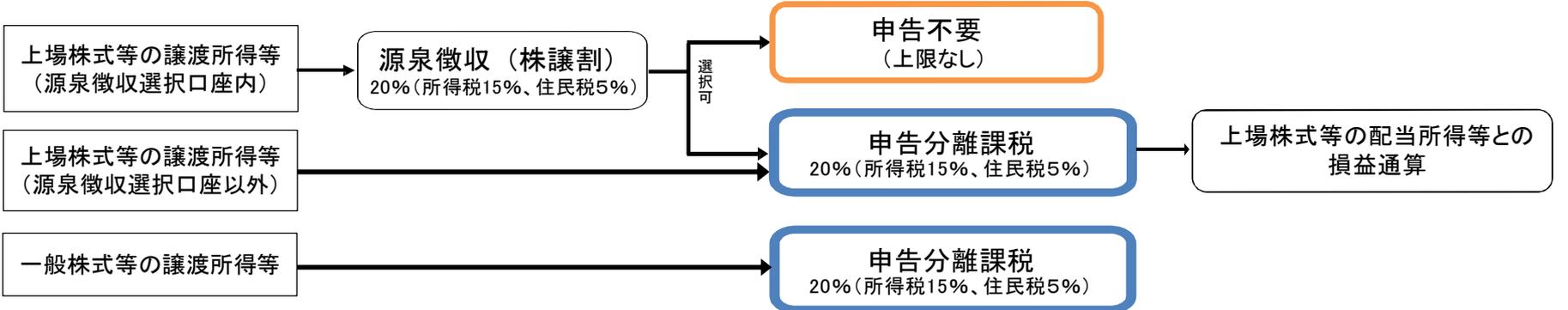
\* 平成25年度改正により法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割の控除を廃止することとしている。なお、改正後の制度は平成28年以後に適用される。

# 課税方法(イメージ)

利  
子  
・  
配  
当



譲  
渡  
損  
益



(注1)「大口株主が支払を受ける上場配当等」とは、株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上である者が支払を受ける配当等をいう。

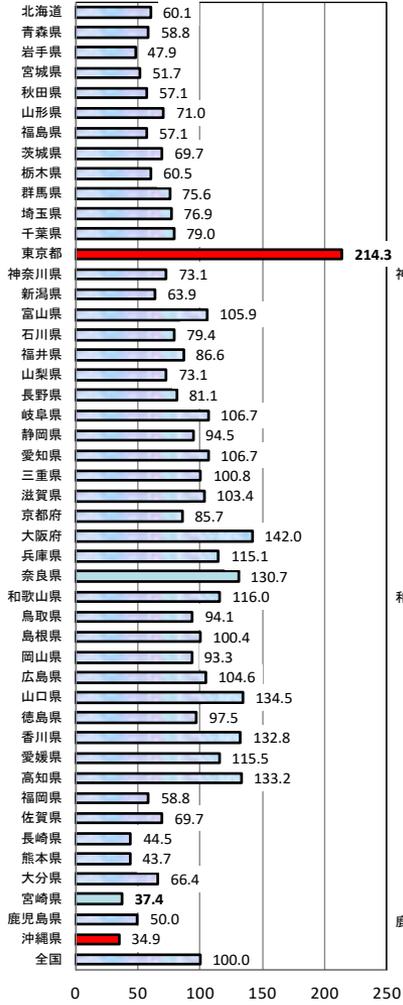
(注2) 特定上場株式等の配当等とは、①上場株式等の配当等又は利子等、②公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配、③特定投資法人の投資口の配当等をいう。

(※) 上場株式等以外の配当等(大口株主が支払を受ける上場株式等の配当等含む)について、所得税においては、源泉徴収(20%)され、その後申告することで総合課税の上、配当控除が適用される。一方、住民税においては、源泉徴収制度は設けられておらず、総合課税(10%)の上、配当控除が適用されることとなる。

# 個人住民税における人口一人当たりの税収額の指数(令和元年度決算額)

## 利子割

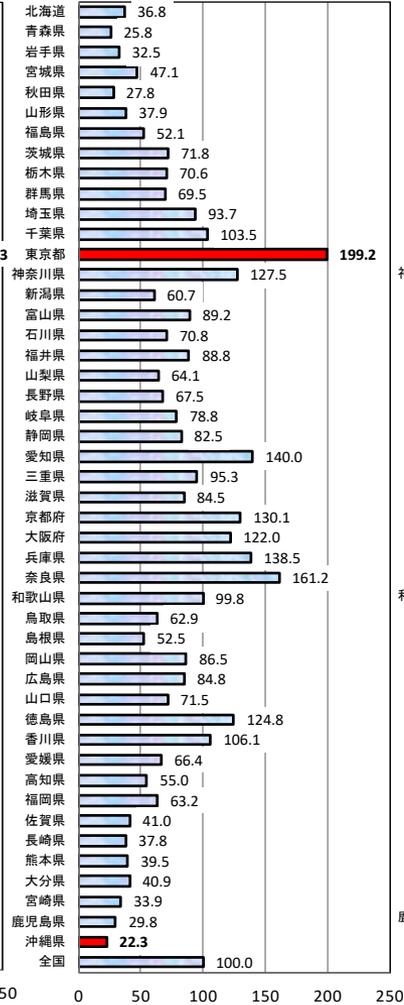
最大/最小:6.1倍



303億円

## 配当割

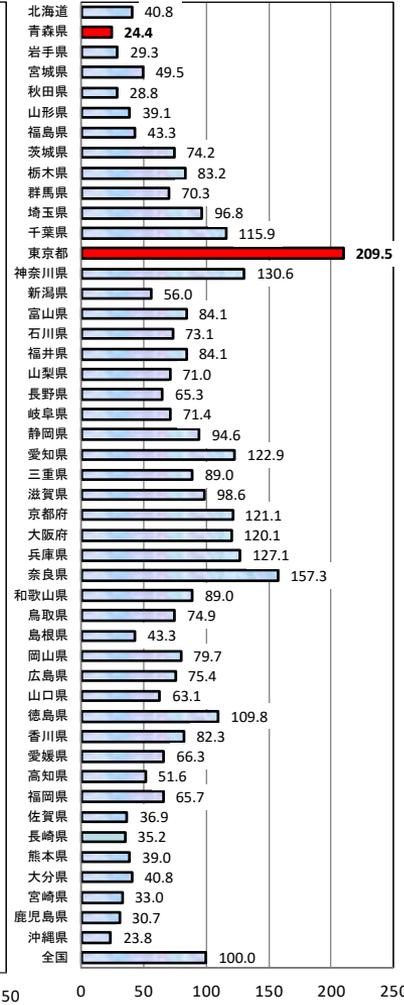
最大/最小:8.9倍



1,670億円

## 株式等譲渡所得割

最大/最小:8.8倍



984億円

## 均等割

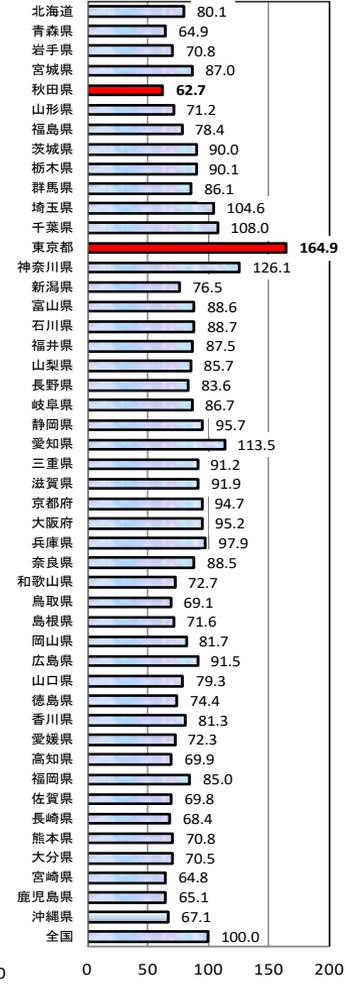
最大/最小:1.3倍



3,194億円

## 所得割

最大/最小:2.6倍



125,203億円

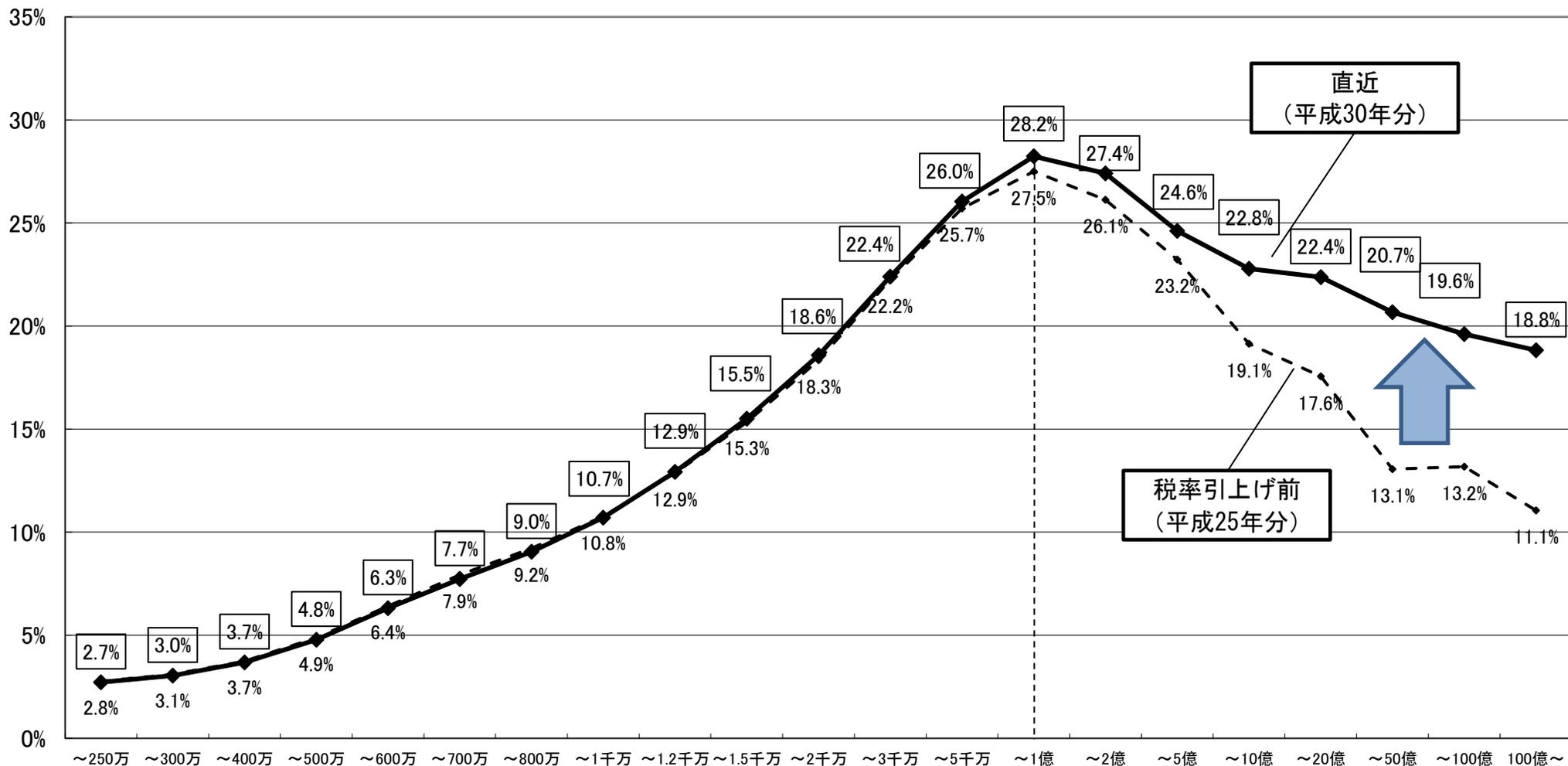
※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

※ 令和元年度の決算額をもとに作成

# 申告納税者の所得税負担率

財務省作成資料

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

(合計所得金額：円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

## 金融所得課税の改正経緯(概要)

改正年度	改正内容	適用年(年度)
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式譲渡益について申告分離課税への一本化(源泉分離選択課税制度の廃止)</li> </ul>	平成15年
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>道府県民税配当割・株式等譲渡所得割(申告不要制度)の創設、軽減税率(所得税:7%、住民税:3%)の適用</li> </ul>	平成16年
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度の創設</li> </ul>	平成20年 (平成21年度)
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>道府県民税配当割・株式等譲渡所得割の軽減税率の廃止</li> <li>NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の創設</li> <li>損益通算範囲の拡大(特定公社債等)</li> </ul>	平成26年 " 平成28年
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジュニアNISAの創設</li> </ul>	平成28年
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>つみたてNISAの創設</li> </ul>	平成30年
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>NISAの見直し・延長</li> </ul>	令和6年

## 個人住民税における金融所得課税の税率設定の考え方

### 【昭和63年～】

#### ○ 利子割の源泉分離課税を導入(利子割)【住民税5%、所得税15%】

※ 利子割の税率は、税源移譲前の住民税の最低税率にあわせて設定。最低税率にあわせたのは、従来個人住民税においては、多くの利子所得に対しては課税が行われていなかったに近い実態であったこと、一律分離課税であること等を総合的に考慮したもの。

### 【平成16年～】

#### ○ 上場株式の配当・譲渡益について源泉分離課税を導入(配当割・株式等譲渡所得割)【住民税5%、所得税15%】

※ 金融商品間の課税の中立性の確保の観点から、利子課税の税率にあわせて設定。  
ただし、5年間は軽減税率(住民税3%、所得税7%)とされた(その後、平成25年末まで延長)。

# 金融・証券税制の改正（全体像）

	H15.1	H16.1	H26.1	
上場株式等の譲渡益	源泉分離課税 or 申告分離課税 (26%)	10% 住民税:3%の賦課決定 所得税:7%の源泉徴収 (申告不要)	10%の源泉徴収(申告不要) (住民税:3%、所得税:7%)	20%の源泉徴収(申告不要) (住民税:5%、所得税:15%)

※ H15年1月以降は特定口座(源泉徴収口座)を利用  
 ※ H15年1~3月は15%で源泉徴収した上で年末調整を行う

	H15.4	H16.1	H26.1	
上場株式等の配当 (大口以外)	原則総合課税	10%の源泉徴収(申告不要) (住民税:非課税、 所得税:10%)	10%の源泉徴収(申告不要) (住民税:3%、所得税:7%)	20%の源泉徴収(申告不要) (住民税:5%、所得税:15%)

※ 総合課税(配当控除適用)の選択可

	H16.1	H26.1	
公募株式投資 信託の収益分配金、 解約(償還)益	20%の源泉分離課税 (住民税:5%、所得税:15%)	10%の源泉徴収(申告不要) (住民税:3%、所得税:7%)	20%の源泉徴収(申告不要) (住民税:5%、所得税:15%)
公募株式 投資信託の 償還(解約)損	<償還(解約)損の通算不可>	償還(解約)損と株式譲渡益との通算可	

※ H16年1月以降は総合課税(配当控除適用)の選択可

資料4

# 公的年金等控除における 合計所得金額について

総務省自治税務局市町村税課

# 公的年金等控除の概要

公的年金等所得  
(課税対象額)

=

公的年金等収入

-

公的年金等控除

## 公的年金等控除額

### 【改正前(～令和2年度分)】

〔①+②〕又は③の大きい額

①定額控除	50万円
②定率控除 (定額控除後の年金収入)	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
720万円を超える部分	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	120万円
65歳未満の者	70万円

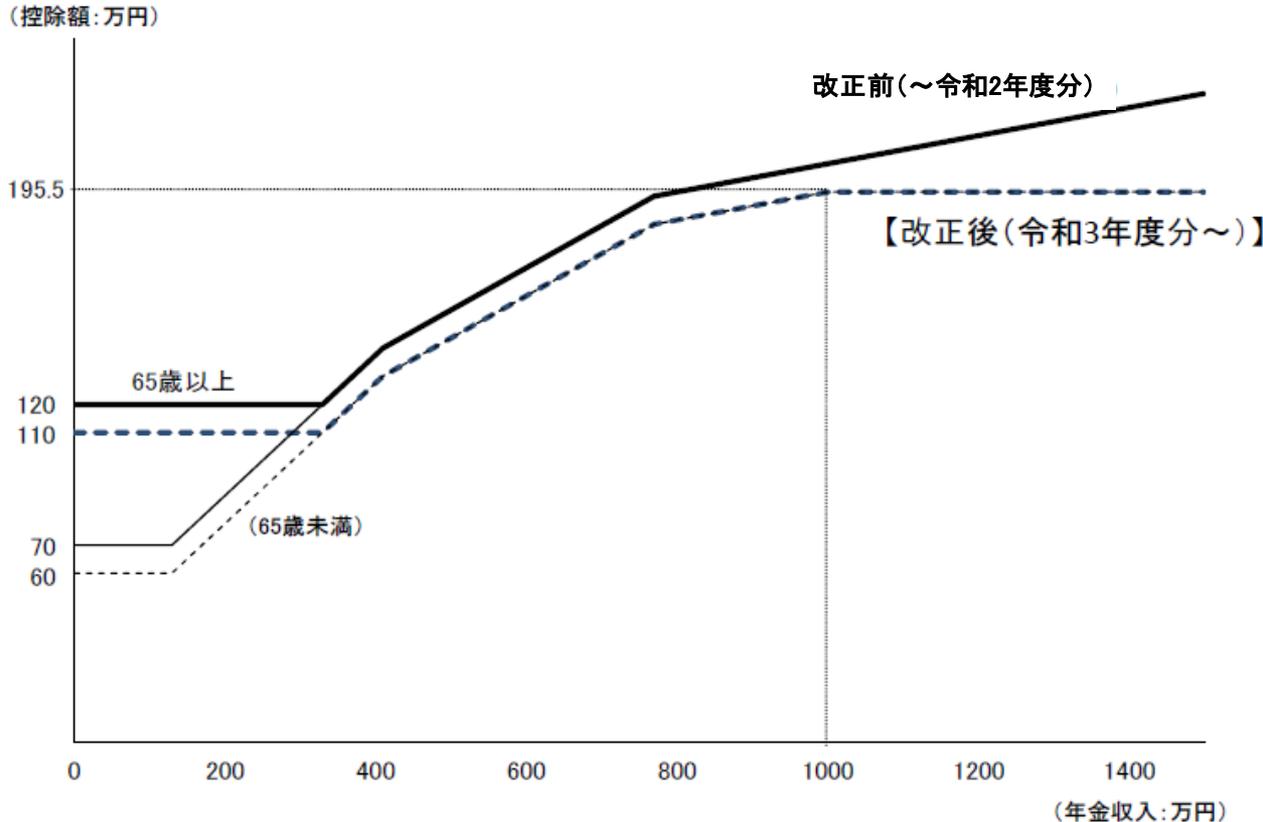
### 【改正後(令和3年度分～)】

〔①+②〕又は③の大きい額

①定額控除	<b>40万円</b>
②定率控除 ( <b>50万円</b> 控除後の年金収入)	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
<b>950万円までの部分</b>	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	<b>110万円</b>
65歳未満の者	<b>60万円</b>

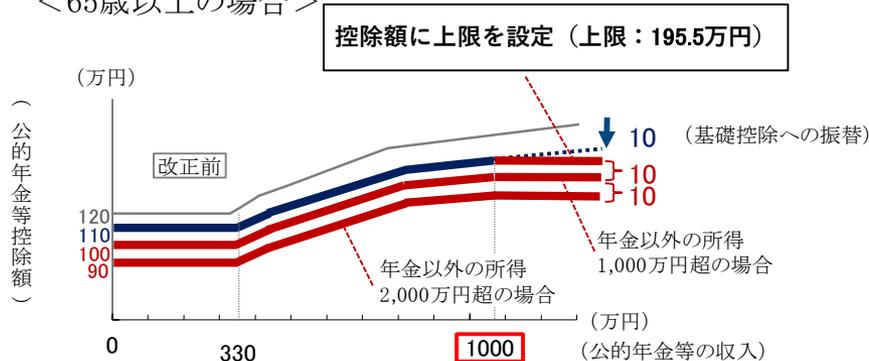
(注) 年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。

【改正後】基礎控除を10万円引き上げる(給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替。)



- 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす者と同じ控除が受けられる制度。
- 公的年金等控除について、
  - ① **公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設ける。**
  - ② **年金以外に特に高額な副収入（1,000万円超：0.5%）がある年金受給者の控除額を引き下げる。**

<65歳以上の場合>



- （注）65歳未満の場合、最低保障額（改正前70万円）は、
- ・ 基礎控除への振替により60万円、
  - ・ 年金以外の所得1,000万円超の場合は50万円、
  - ・ 年金以外の所得2,000万円超の場合は40万円となる。

<公的年金等控除の見直し(令和3年度分)>

次の定額控除の額及び定率控除の額の合計額（その合計額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額）

- ・ 定額控除 40万円（30万円）〈20万円〉
- ・ 定率控除 【50万円控除後の公的年金等の収入金額】
  - 360万円以下の部分 25%
  - 360万円超720万円以下の部分 15%
  - 720万円超950万円以下の部分 5%
- ・ 最低保障額
  - 65歳未満 60万円（50万円）〈40万円〉
  - 65歳以上 110万円（100万円）〈90万円〉

※ （ ）内の金額は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下である場合であり、〈 〉内の金額は、2,000万円超である場合である。

## 参照条文(所得税法)

### (雑所得)

**第三十五条** 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

二 その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

3 略

4 第二項に規定する公的年金等控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 その年中の公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（次号及び第三号において「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」という。）が千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額（当該合計額が六十万円に満たない場合には、六十万円）

イ 四十万円

ロ その年中の公的年金等の収入金額から五十万円を控除した残額の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 当該残額が三百六十万円以下である場合 当該残額の百分の二十五に相当する金額

(2) 当該残額が三百六十万円を超え七百二十万円以下である場合 九十万円と当該残額から三百六十万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額との合計額

(3) 当該残額が七百二十万円を超え九百五十万円以下である場合 百四十四万円と当該残額から七百二十万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

(4) 当該残額が九百五十万円を超える場合 百五十五万五千円

二 その年中の公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が千万円を超え二千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円に満たない場合には、五十万円）

イ 三十万円

ロ 前号ロに掲げる金額

三 その年中の公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額（当該合計額が四十万円に満たない場合には、四十万円）

イ 二十万円

ロ 第一号ロに掲げる金額

## 参照条文(地方税法)

### (所得割の課税標準)

**第三百十三條** 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二條第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定するものとする。ただし、同法第六十條の二から第六十條の四までの規定の例によらないものとする。

3～16 略

### (退職所得の課税の特例)

**第三百二十八條** 第二百九十四條第一項第一号の者が退職手当等（所得税法第九十九條の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下本款において同じ。）の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第三百十三條、第三百十四條の三及び第三百十八條の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、本款に規定するところにより、当該退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在の市町村において課する。

- 平成30年度改正において、公的年金等控除を合計所得金額に応じて判定する仕組みが創設され、個人住民税においても、令和3年度課税以降、公的年金等控除の算定のため、退職所得を含めた合計所得金額を把握する必要がある。
- これは、公的年金等控除が所得計算上の控除であり、地方税法上に特別の定めがなく、所得税の例によることとされていることによるもの。
- 市町村においては、確定申告書等により、当該合計所得金額を把握することは可能ではあるが、今年度に入って、退職所得を把握するのに相当の労力がかかるとの意見が寄せられている。